

直轄土木工事における適正な工期設定指針

令和2年3月

国土交通省 大臣官房 技術調査課

目次

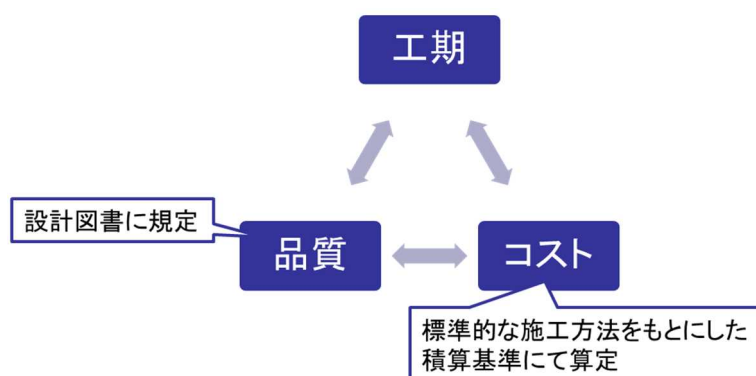
1. 目的	3
2. 対象工事	3
3. 用語の定義	4
4. 適正な工期設定	5
(1) 工事発注準備段階	5
1) 全体工期に含むべき日数・期間の設定	5
2) 「工期設定支援システム」の活用	7
3) 工期設定の条件明示等	8
(2) 施工段階	11
1) 工事工程クリティカルパスの共有	11
2) 工期延期に伴う間接工事費の変更	13
(3) 工事完成後	13
1) 実績工事工程の収集	13
工種区分の直轄工事費と実工期の相関分布	14

1. 目的

労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用される。また、品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。

こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定する。

本指針にける「適正な工期」とは、設計図書に規定する品質の工事目的物を、標準的な施工方法（コスト）によって施工する際に必要となる工期のことを指す。

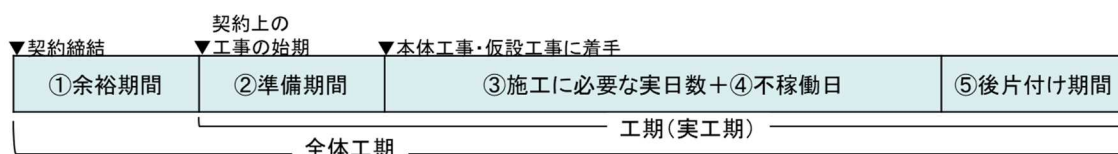


2. 対象工事

本指針は、国土交通省直轄土木工事（港湾・空港除く）を対象にする。ただし、通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く。

3. 用語の定義

- 工期（または実工期）：契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 施工に必要な実日数：種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。
- 不稼働日：土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇（以下「休日」という）、降雨日、降雪期等の作業不能日（以下「天候等による作業不能日」という）や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により必要な日数（以下「その他の作業不能日」という）をいう。
- 準備期間：契約上の工事の始期から本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）の着手までの期間をいう。
- 後片付け期間：工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。
- 雨休率：休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と天候等による作業不能日の年間の発生率をいう。
- 余裕期間：契約の締結から工事の始期までの期間をいう。余裕期間内は、受注者は工事に着手してはならない一方で、主任技術者又は監理技術者等の専任が不要である。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。
- 全体工期：余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。



4. 適正な工期設定

(1) 工事発注準備段階

1) 全体工期に含むべき日数・期間の設定

全体工期に含むべき日数・期間として、以下の日数・期間を適切に設定する。

① 余裕期間

余裕期間は、契約ごとに、6ヶ月を超えない範囲内で期間を設定することができる。余裕期間制度については、次の方式があり、いずれかの方式を原則活用する。なお、iiiフレックス方式において、受注者が極端に短い実工期（発注者が想定する実工期よりも10%以上短い実工期）を設定しようとする際には、その理由を確認すること。

i 発注者指定方式

発注者が工事の始期を指定する方法

ii 任意着手方式

発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法

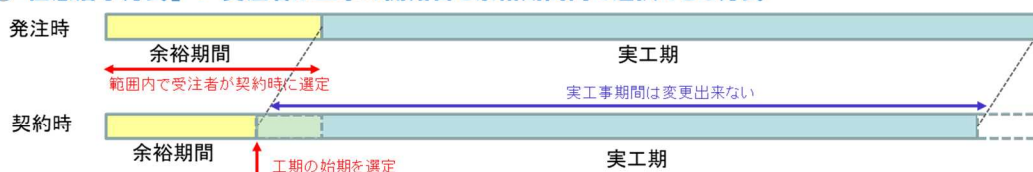
iii フレックス方式

発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法

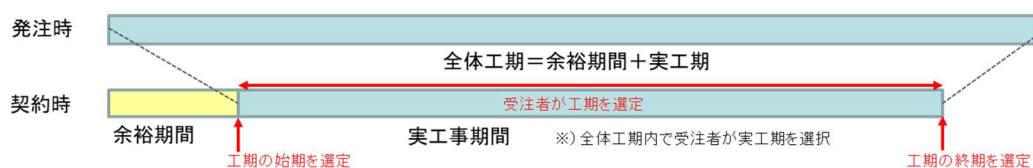
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



② 準備期間

準備期間は、主たる工種区分ごとに下表に示す期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定するものとする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	共同溝等工事	80日
河川・道路構造物工事	40日	トンネル工事	80日
海岸工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
道路改良工事	40日	道路維持工事 ^{※1}	50日
鋼橋架設工事	90日	河川維持工事 ^{※1}	30日
PC橋工事	70日	電線共同溝工事	90日
橋梁保全工事	60日	ダム工事 ^{※2}	90日
舗装工事（新設）	50日	その他	30日
舗装工事（修繕）	60日		

※1 通年維持工事は除く

※2 ダム本体工事を含む工事に限る

③ 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、毎年度設定される「作業日当たり標準作業量について」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出するものとする。

その際、パーティ数は基本1パーティで設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮のうえ、パーティ数を変更して良いものとする。

④ 不稼働日

不稼働日は、「休日」、「天候等による作業不能日」、「その他の作業不能日」の合計の日数を設定するものとする。

i 休日 及び ii 天候等による作業不能日

「休日」及び「天候等による作業不能日」は、工事ごとに個別に積み上げるのではなく、地域ごとの雨休率をもとに設定して良いものとする。

<雨休率の設定方法>

「休日」は全国共通で、土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）とするものとする。ただし、社会的要請・自然的制約によ

り施工を急ぐ必要がある工事¹についてはこの限りではない。

「天候等による作業不能日」は、1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日とし、過去5か年の気象庁のデータより地域ごとの年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良い。

これらに基づき、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定する。

H25～H29の東京における気象データから算出した雨休率：0.7

iii その他の作業不能日

「その他の作業不能日」は、工事ごとに次のことを考慮するものとする。

ア) 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件があるが、その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算するものとする。

イ) 地域の実情の考慮

工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工できない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算するものとする。

ウ) その他

上記ア)、イ) 以外の事情がある場合は、適切に見込むものとする。

⑤ 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分ごとに大きな差が見受けられないことから、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定するものとする。

2) 「工期設定支援システム」の活用

原則として「工期設定支援システム²」を活用して工期を設定するとと

¹ 社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事においては、必要な経費を計上するなどにより、工事従事者が交替により休日が確保できるようにし、建設業の働き方改革を阻害しないように留意する。

² http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

もに、設定した工期の妥当性を確認するものとする。過去の同種・類似工事の工期と比べて、10%以上乖離している場合は、特に注意し、必要に応じて工期を見直す。ただし、土木工事においては、その地域や箇所特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意するものとする。

なお、工期設定支援システムが活用できない場合には、別紙「工種区分の直轄工事費と実工期の相関分布」を参考にして工期の妥当性を確認して良いものとする。

3) 工期設定の条件明示等

工期設定に係る条件を設計図書に明示するものとする。

本システムにおいては、本指針に示す「全体工期に含むべき日数・期間」が考慮されているほか、過去の同種・類似工事の工期との比較機能により、工期の妥当性を確認することができるため、適正な工期設定を図ることができる。

【特記仕様書の記載例】

第〇条 工期

<余裕期間制度（発注者指定方式）に関する記載例>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇日まで）

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

<余裕期間制度（任意着手方式）に関する記載例>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から〇〇日間

（ただし令和〇年〇月〇日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工事の始期の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●日間で工事を完了させること。

<余裕期間制度（フレックス方式）に関する記載例>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇日（工事完了期限）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする

<共通の記載例>

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	〇日間
後片付け期間	〇日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	〇.〇
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）	〇日間
その他の作業不能日	〇日間 Rx. x. x ～Rx. x. x

※このほかに特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。

※供用時期等が決まっていることにより、工事の完了時期が決まっている場合は、当該条件を記載すること。（例：当該箇所は Rx. x. x に供用を予定している箇所である。）

また、週休2日対象工事（発注者指定方式）³においては、条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する⁴こととするほか、その他の工事においても公表に努める。

(2) 施工段階

1) 工事工程クリティカルパスの共有

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。

そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

<工事工程クリティカルパスの共有方法>

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示するものとする。

工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

また、工期全体にわたって工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとし、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

³ 受注者が週休2日に取り組むことを、発注者が指定する方式

⁴ 概略工程表のほか、工期に関する条件明示に資する資料についても公表を検討する（条件チェックシート等）。

2) 工期の変更

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとする。

工程の変更理由が、たとえば以下①～⑤に示すような受注者の責に寄らない場合は、適切に工期の変更を検討するものとする。なお、個別の工事における、工期変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。また、工期が翌年度に渡ることとなったときは、繰越等の手続きを行うものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

【特記仕様書の記載例】

第〇条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

3) 工期変更に伴う間接工事費の変更

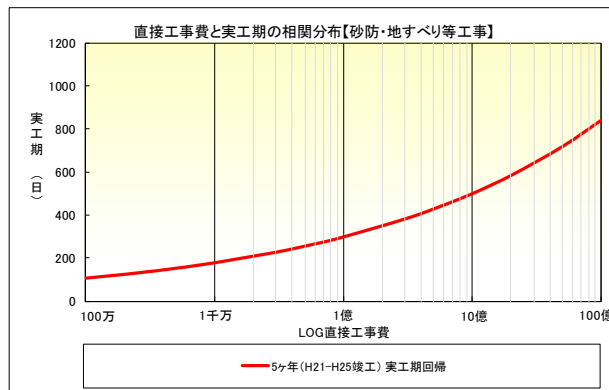
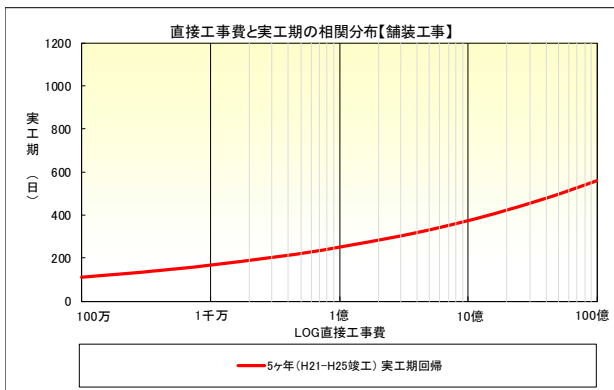
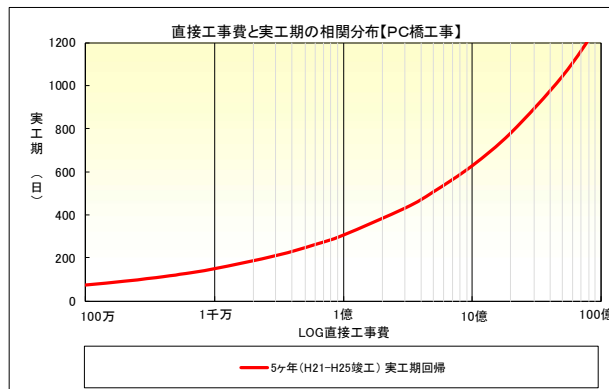
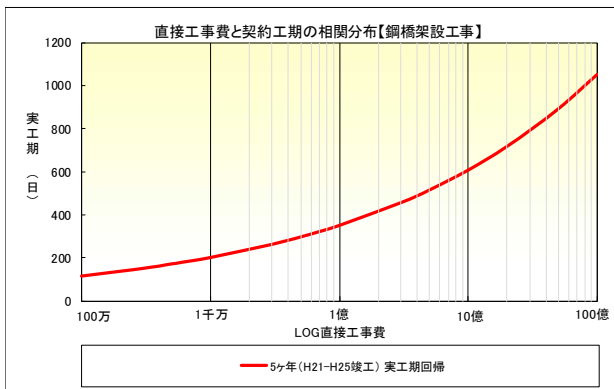
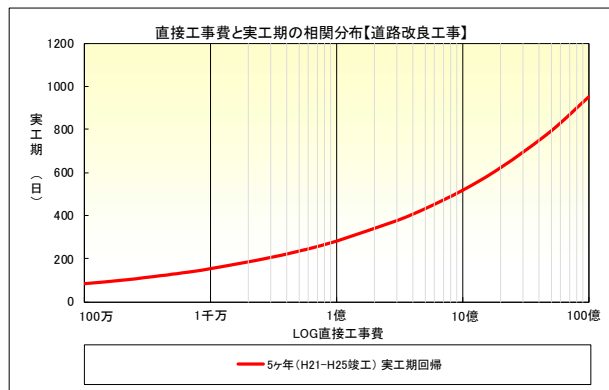
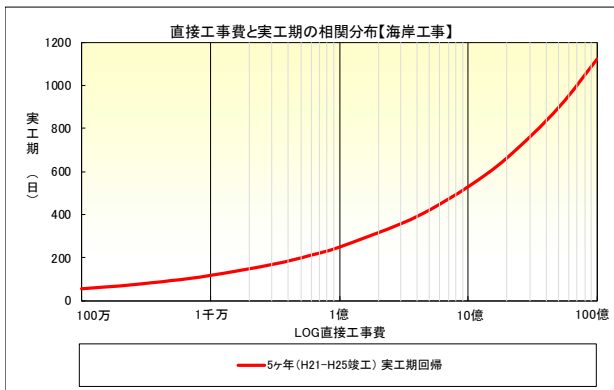
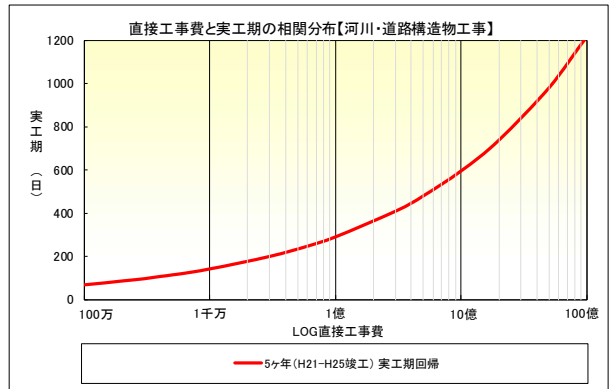
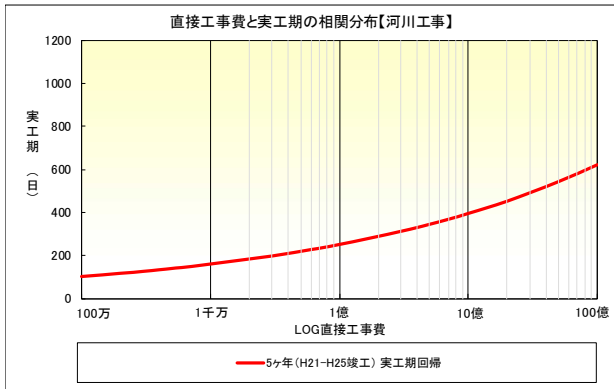
受注者の責に寄らない理由による工期延期を協議する際には、あわせて、請負契約額の変更について協議を行う。請負契約額の変更については「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」(令和2年2月13日付け、国官技第346号)に基づき、適切に積算を行う。なお、個別の工事における、請負契約額の変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。

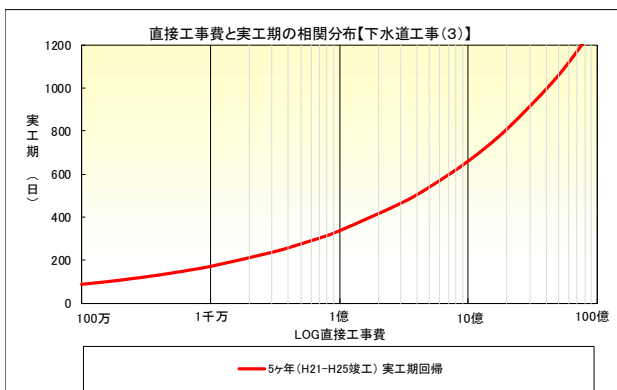
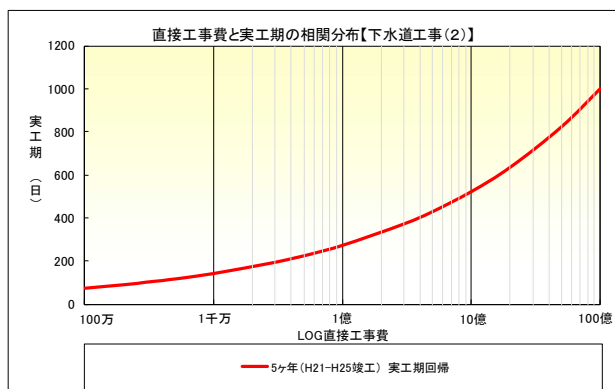
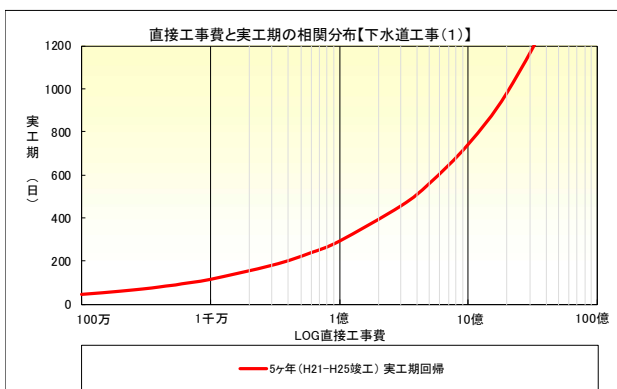
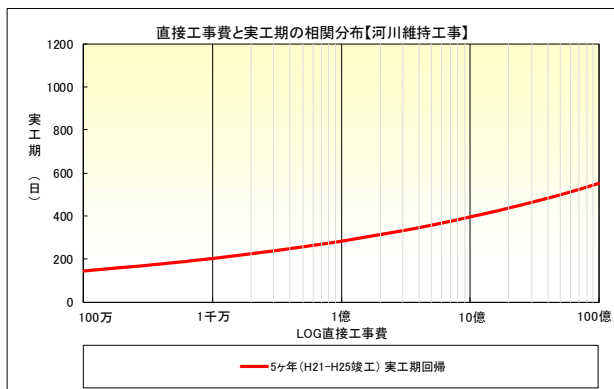
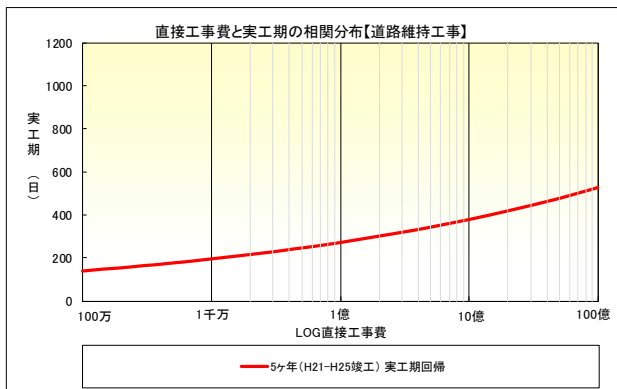
(3) 工事完成後

1) 実績工事工程の収集

成果物として納品を受けた工事工程については、国土技術政策総合研究所へ送付する。

工種区分の直轄工事費と実工期の相関分布





【標準工期試算式 (参考値)】

$$T = A \times P^b$$

- T : 工期、
- P : 直接工事費、
- A、b : 係数 (右表による)

工種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
海岸工事	0.6	0.3265
道路改良工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
PC橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436
下水道1工事	0.2	0.4044
下水道2工事	1.5	0.2817
下水道3工事	1.5	0.2934